

通達甲組二第39号

令和6年9月27日

本部内各部課長

警察学校長 殿

各警察署長

茨城県警察本部長

通訳職員等運用要綱の改正について

通訳職員等の運用については、通訳職員等運用要綱（令和6年3月27日付け通達甲組二第17号別添）に基づき実施してきたところであるが、この度、同要綱の一部を改め、令和6年10月1日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、通訳職員等運用要綱の改正について（令和6年3月27日付け通達甲組二第17号）は、令和6年9月30日限り、廃止する。

記

主な改正点

民間通訳人が通訳を行うため、その者の居住地又は滞在地と通訳を行う場所との間を移動した場合は、実費弁償として旅費を支給することとした。

別添

通訳職員等運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、通訳職員等の運用に関し必要な事項を定める。

第2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各事項に定めるところによる。

- 1 本部通訳員 刑事部組織犯罪対策第二課（以下「組織犯罪対策第二課」という。）通訳係に勤務する職員をいう。
- 2 指定通訳員 外国語の通訳人として警察本部長（以下「本部長」という。）が警察職員のうちから指定する者をいう。
- 3 民間通訳人 外国語の通訳人で警察職員以外のものをいう。
- 4 通訳職員等 本部通訳員、指定通訳員及び民間通訳人をいう。
- 5 通訳等 通訳及び翻訳をいう。

第3 研修計画の策定及び実施

刑事部組織犯罪対策第二課長（以下「組織犯罪対策第二課長」という。）は、通訳職員等に対する通訳等並びに国際犯罪捜査に必要な知識の習得及び技能向上に関する研修について、年間計画を策定し、実施する。

第4 通訳等要請事務取扱責任者等

1 通訳等要請事務取扱責任者

- (1) 所属に通訳等要請事務取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置き、理事官等（茨城県警察処務に関する訓令（昭和46年茨城県警察本部訓令第10号）第2条第5号に規定する理事官等をいう。）をもって充てる。
- (2) 取扱責任者は、所属長の命を受け、通訳等の要請に関する事務を処理する。

2 通訳等要請事務取扱補助者

- (1) 所属に通訳等要請事務取扱補助者（以下「取扱補助者」という。）を置き、警察本部の所属及び警察学校にあっては取扱責任者が指名した者を、警察署にあっては通訳等を必要とする課の長が指名した者をもって充てる。
- (2) 捜査本部又はこれに準ずる臨時の体制（以下「捜査本部等」という。）を設置した場合は、当該捜査本部等に取扱補助者を置くことができる。この場合に

において、取扱補助者は、当該捜査本部等の長が指名した者をもって充てる。

- (3) 取扱補助者は、取扱責任者の指揮を受け、通訳等の要請に関する事務を処理するとともに、派遣された通訳職員等の運用に従事する。

第5 指定通訳員の指定

- 1 本部長は、通訳員としての適性を有する警察職員に対し、指定書（別記様式第1号）を交付して指定通訳員に指定する。
- 2 所属長は、警部補以下の階級にある警察官（これに相当する警察行政職員を含む。）で、次のいずれかに該当し、かつ、指定通訳員として適性を有すると認められるものを指定通訳員推薦書（別記様式第2号）により組織犯罪対策第二課長を経由して本部長に推薦する。
 - (1) 通訳案内業の国家試験又は公的機関に準ずる団体の外国語に関する検定若しくは認定試験に合格した者
 - (2) 警察大学校国際警察センター語学研修科を修了した者
 - (3) 警察庁が行う外国語技能検定試験に合格した者
 - (4) 茨城県警察が行う語学委託研修を修了した者
 - (5) その他自己学習、在外生活等により外国語の通訳能力を有する者
- 3 組織犯罪対策第二課長は、所属長が推薦する者のうちから、指定通訳員として適性を有すると認められる者を本部長に上申する。
- 4 組織犯罪対策第二課長は、本部長が指定通訳員を指定した場合は、指定通訳員名簿（別記様式第3号）を作成するとともに、当該名簿により指定通訳員が属する所属の長に通知する。

第6 指定通訳員の解除

- 1 組織犯罪対策第二課長は、指定通訳員について、指定を解除することが適当と認める場合は、本部長に上申する。
- 2 本部長は、1の上申に基づき、必要と認めるときは、指定解除書（別記様式第1号）を交付して、その指定を解除する。
- 3 指定通訳員が警部（これに相当する警察行政職員の職を含む。）に昇任した場合又は退職（出向に伴う退職を除く。）した場合は、その指定を解除したものとみなす。

第7 通訳職員等の派遣

- 1 所属における通訳等は、原則として自所属の指定通訳員により実施する。
- 2 1により難しい場合は、所属長は、通訳職員等派遣要請書（別記様式第4号）により組織犯罪対策第二課長を経由して本部長に通訳職員等の派遣を要請する。この場合において、当該派遣の要請に係る事件が国費事件であるときは、当該事件を主管する警察本部の所属長に通訳職員等の派遣の要請を行うことを連絡すること。
- 3 通訳職員等の派遣について急を要する場合は、口頭により要請し、事後速やかに通訳職員等派遣要請書を送付する。
- 4 電話による通訳等を要請する場合は、組織犯罪対策第二課に対して担当職員の所属、係、氏名及び電話番号を告げて要請する。
- 5 執務時間外における各所属の取扱責任者の事務は、当直長が代行し、2から4までの規定に従い、警察本部総合当直長を経由して処理する。

第8 他所属の指定通訳員の派遣

- 1 組織犯罪対策第二課長は、指定通訳員の派遣の要請があったときは、指定通訳員の派遣を要請する所属長（以下「派遣先所属長」という。）及び指定通訳員を派遣する所属長（以下「派遣元所属長」という。）と派遣の理由、必要性及び期間について協議する。
- 2 指定通訳員が属する所属の長は、組織犯罪対策第二課長から指定通訳員の派遣依頼があった場合は、やむを得ない特別の事情がない限りこれに応ずること。ただし、その派遣期間は、可能な限り短期間とし、原則として3日以内とする。
- 3 派遣を命じられた指定通訳員は、派遣先所属長の指揮を受けてその任務を遂行する。
- 4 派遣先所属長は、やむを得ない理由により指定通訳員の派遣期間を延長し、又は短縮する必要がある場合は、組織犯罪対策第二課長及び派遣元所属長と協議する。

第9 翻訳の要請手続

所属長は、翻訳を必要とする場合は、翻訳要請書（別記様式第5号）により組織犯罪対策第二課長を経由して本部長に翻訳が必要な文書、資料等を送付して要請する。ただし、翻訳内容が複雑で難解なものである場合又は当該文書、資料等が大量である場合は、組織犯罪対策第二課長と事前に協議する。

第10 指定通訳員活動記録の報告

所属長は、自所属の指定通訳員が通訳等を行った場合は、その都度、指定通訳員活動報告書（別記様式第6号）により組織犯罪対策第二課長を経由して本部長に報告する。

第11 指定通訳員への教養

所属長は、自所属の指定通訳員の語学能力の維持向上に資するため、警察庁又は警察本部が主催する語学研修等に指定通訳員を積極的に出席させるなど、便宜を図ること。

第12 民間通訳人

- 1 所属長は、警察職員以外の者で、外国語の通訳能力を有し、かつ、茨城県警察の通訳としての適性を有すると認められるものを民間通訳人推薦書（別記様式第7号）により組織犯罪対策第二課長を経由して本部長に推薦する。
- 2 組織犯罪対策第二課長は、所属長が推薦する者等民間通訳人としての適性を有すると認める者を本部長に上申する。
- 3 本部長は、2の上申に基づき、民間通訳人としての適性を有すると認める場合は、本人の承諾を得た上で民間通訳人名簿（別記様式第8号）に所要の事項を記載する。
- 4 組織犯罪対策第二課長は、本部通訳員及び指定通訳員を派遣できない場合は、民間通訳人を派遣する。
- 5 本部長は、民間通訳人が次のいずれかに該当するときは、民間通訳人名簿から削除し、通訳等の業務に従事させない。
 - (1) 本人から辞退の申入れがあったとき。
 - (2) 健康、適性その他の理由により通訳等に支障があると認めるとき。
- 6 組織犯罪対策第二課長は、民間通訳人名簿により民間通訳人の適正な運用に努める。

第13 保秘の徹底

組織犯罪対策第二課長及び民間通訳人を運用する所属の長は、民間通訳人に対し、業務上知り得たいかなる情報についても他に漏らしてはならない旨を告知するなど、保秘の徹底に努める。

第14 謝金等の支給

- 1 民間通訳人が通訳を行った場合は、通訳謝金を支給する。

2 民間通訳人が通訳を行うため、その者の居住地又は滞在地と通訳を行う場所との間を移動した場合は、実費弁償として旅費を支給する。

3 通訳謝金及び旅費の額及び支給方法については、別に定める。

第15 運用上の留意事項

職員は、取扱責任者及び取扱補助者を經由することなく、通訳職員等に対して直接に通訳等を要請してはならない。

第16 補則

この要綱に定めるもののほか、通訳職員等の運用に関し必要な事項は、組織犯罪対策第二課長が別に定める。

<様式略>